

林福連携による林業への就業を支援するために行ったアンケートで、トライアル雇用に適している作業として最も回答が多かったのが、「原木しいたけの植菌・収穫」作業でした。

そこで、今回は「原木しいたけ栽培」についてご紹介します。

発行 令和4年2月24日
盛岡広域振興局林務部

「原木しいたけ栽培」について

「原木しいたけ」は、伐採したコナラやミズナラなどの木（原木）に穴をあけ種菌を打ち込み、栽培したしいたけです。

今回は、菌を打ち込んだ「ほだ木」を林の中の「ほだ場」に並べる露地栽培についてご紹介します。



原木しいたけ

① 原木伐採・玉切り

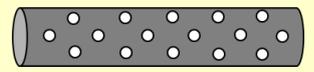
秋の紅葉から春の新芽が出るまでに、原木を伐採します。伐採後は、葉がついた状態で1ヶ月ほど乾燥させ、水分を抜きます。その後、約90cmないし1mの長さに切断します。これが「原木」となります。

② 植菌

種菌は発生温度により、低温性～中温性～高温性などに分けられますが、露地栽培では秋から春まで自然発生しやすい低中温性、中低温性を選ぶのが無難です。

玉切りした原木に千鳥状に穴をあけ、種菌を植えます。種菌は、駒菌、オガ菌、成型菌の3種類があります。

2～4月、梅の花が咲く頃から桜の花が咲く頃が適期です。



穴のあけ方

③ 仮伏せ

植菌後は、しいたけ菌を寒さや乾燥から守り、活着とまん延を促すため、ほだ木を棒積み（横積み）し、ブルーシート等で覆います。場所は日当たりの良い林の中が適していますが、庭先など乾燥しやすい場所ではコモ、ムシロ、枝葉などをかけて保湿し、乾き気味の時には散水します。4月以降は林の中など日陰に移動します。

④ 本伏せ

梅雨前までに、ほだ木を組み替え、仮伏せから本伏せに移行します。春から秋まで直射日光が当たらず、十分に雨が当たり、風通しがよい場所に伏せ込みます。広さに応じて、ヨロイ伏せ、合掌伏せ、ムカデ伏せ、井げた積みなど組み方を変えます。

⑤ 発生・収穫

植菌後2夏経過した秋から、しいたけの発生が始まります。露地栽培の場合、春と秋の年2回発生します。発生の合間に、ほだ木の上下をゆっくり返したり（天地返し）、しいたけの芽（原基）が作られる9月頃に十分に水分を与えたりします。

冬は成長が止まりますが、春は成長が早いので、採り遅れないようにします。

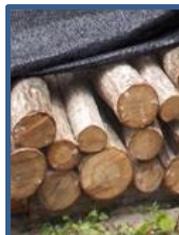
管内には、障がい者の方に植菌作業をお願いしているしいたけ生産組合があります。



原木伐採



植菌



仮伏せ



本伏せ



福祉の窓

林業の皆様に福祉の制度や取り組みをお伝えするコーナー。
今回は「ひとにやさしい駐車場利用証」を紹介します。

「ひとにやさしい駐車場利用証」とは？



県は、商業施設など公共的施設に設置されている「車いす使用者用駐車施設（駐車区画）」の管理者と県との間で協定を締結し、駐車区画を優先的に利用できる利用証を発行しています。

利用者の方には、駐車する際に自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示していただいています。

車いす駐車区画利用対象となる方は？

- 障害者手帳を受けられている方（一部対象外となる場合があります。）
- 介護保険で要介護1以上の認定を受けられている方
- 妊娠から産後1年の妊産婦の方
- 難病のため特定医療費の認定を受けられている方
- けが等で歩行困難の旨、医師診断を受けられている方（診断書の提出が必要です。）

申請方法は？

広域振興局保健福祉環境部、保健福祉環境センター窓口
に交付申請書がございます。

証明書類の写しを添えて、窓口提出していただくか郵送
またはFAXによりお申込みください。

※詳しくは県ホームページで「ひとにやさしい駐車場利用
証」で検索してください。

県民の皆様へお願い

「ひとにやさしい駐車場利用証制度」は、障がいやけが、妊
娠などにより移動に配慮が必要な方が安心して出かけられる
よう導入した制度です。本当に必要な方が利用できるようご
理解とご協力をお願いします。



【問合せ先】盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課
電話：019-629-6576 Fax：019-629-6579